

## ■ 委員長報告概要 ■

		令和 2 年 12 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 129 号 山陽小野田市議会議員及び山陽小野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
概 要	来年度実施予定の市議会議員選挙と市長選挙から選挙運動用ビラの作成費を公費負担の対象に加えるとともに、選挙運動用自動車の使用と選挙運動用ポスター等の作成の公営経費の限度額を改定するため、公職選挙法施行令の改正に準じて改正するもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 候補者一人当たりの予算額は、選挙運動用自動車その他の契約の場合、議員が 53 万 4,909 円から 57 万 8,148 円に、市長が 53 万 4,909 円から 66 万 8,268 円に引き上げられる。</li> <li>* 選挙運動用ビラは 2 種類まで作成することができ、配布枚数の上限は議員が 4,000 枚、市長が 1 万 6,000 枚である。</li> <li>* 選挙運動用ビラの頒布には新聞折り込みによるもの、選挙事務所内で行うもの、演説会場内で行うもの、街頭演説の場所で行うものがあり、証票を貼ったものを頒布する。</li> <li>* 選挙運動用ビラのサイズは A 4 とし、ポスターと同様、印刷会社と責任者の名前を入れ、立候補時に書類等と併せて見本を提出して、チェックを受ける。</li> </ul>	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

議 案 件 名	議案第 137 号 山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館の指定管理者の指定について
概 要	宿泊研修施設きらら交流館の指定管理期間が令和 3 年 3 月末をもって満了となるため、指定管理料 3,491 万 6,626 円で令和 3 年度 1 年間の指定管理者を富士商株式会社に指定するもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 現行の設置目的に限定せず、現状の用途に合った新しいコンセプトの下での館の在り方を検討することとしており、現在、企画課が基本計画の策定及び P P P / P F I 導入可能性調査を行っている。現時点では令和 4 年度以降の当該施設の指定管理者制度による管理運営に関する仕様を固められないため、指定管理を令和 3 年度の 1 年間としている。</p> <p>* 1 年間という短期間で施設運営を行いつつ、サービスの向上と経費の節減をともに実現しなければならないことを勘案して、単独指定としている。</p> <p>* 導入可能性調査については 12 月後半にプロポーザルを行い、令和 3 年 7 月頃に中間報告書の提出、10 月から 11 月までの間に最終報告書を提出してもらい、館の在り方の方向性を定めていく。</p> <p>* 指定管理料約 180 万円の増額は、通勤手当を含む人件費の増加や仕入れ原価率の上昇による売上原価の増加、機器メンテナンスの追加などによるもの。</p> <p>* 市が青少年宿泊研修施設を持つことの意味を、導入可能性調査の中でしっかりと整理していく。</p>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

## ■ 委員長報告概要 ■

		令和 2 年 12 月定例会
		民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 107 号 令和 2 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）について	
概 要	今回の補正の主なものは、令和元年度決算の歳計剰余金を基金に積み立てるほか、決算を見込んだ調整であり、歳入歳出それぞれ 1 億 2,961 万 8,000 円を増額し、予算総額を 75 億 9,665 万 7,000 円とするもの。	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>*今年度末の基金残高見込みは 9 億 7,426 万 9,457 円となる。</li> <li>*基金は国保料の料率を安定させることと疾病予防につながる事業に活用したい。</li> <li>*保険料の引き下げについては慎重に対応したい。</li> <li>*新型コロナウイルス感染症を原因とする所得等の減少に対する保険料の減免措置による保険料収入の減少分は、全額を国が補填する。その 10 分の 6 が災害等臨時特例補助金で、残りは調整交付金として入ってくる。</li> </ul>	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

議 案 件 名	議案第 109 号 令和 2 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 4 回）について	
概 要	今回の補正の主なものは、令和元年度における給付費等の精算に伴う剰余金を基金に積み立てるほか、決算を見込んだ調整であり、歳入歳出それぞれ 1 億 1,661 万 8,000 円を増額し、予算総額を 68 億 130 万 6,000 円とするもの。	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>*国の制度改正に伴うシステム改修は国庫補助の対象となる。市独自の業務軽減などの改修に国庫補助はない。</li> <li>*介護保険保険者努力支援交付金は、三つの評価指標により額が決定される。本市は全国平均と比較して自立支援・重度化防止に資する施策推進の得点が高い。</li> </ul>	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

令和 2 年 12 月定例会

民生福祉常任委員会

議 案 件 名	議案第 111 号 令和 2 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について
概 要	今回の補正の主なものは、令和元年度決算の歳計剰余金の調整ほか、税制改正に伴うシステム改修費の追加であり、歳入歳出それぞれ 99 万 7,000 円を増額し、予算総額を 11 億 4,683 万円とするもの。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>*システム改修は職員では難しいため、専門業者に委託する。</li> <li>*プログラムを開発後、システムに反映させる作業があり、期間は 3 か月程度かかる。</li> </ul>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 115 号 令和 2 年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第 2 回）について
概 要	今回の補正は、入院患者数を一日平均 166 人に、外来患者数を一日平均 369 人に変更するなど、決算を見込んだ調整を行うもの。病院事業収益は 42 億 5,493 万 9,000 円、病院事業費用は 46 億 9,416 万円となり、税抜き損益計算では 3 億 3,042 万 4,000 円の単年度純損失となる。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>*外来は 9 月補正時より幾分か回復し、一日平均 6 人の増加。</li> <li>*県からの病床確保要請は 2 回あった。 (1 回目 4 床、2 回目 22 床)</li> <li>*県の空床補償の単価は、1 床当たり 5 万 2,000 円/日である。</li> <li>*市民病院での検体検査で陽性が判明した場合でも、必ず県に相談し、要請に応じて対応する。</li> <li>*新型コロナウイルスに関する特殊勤務手当については、現在労使間で交渉中である。</li> <li>*来年度に病院機能評価を受審する予定である。</li> </ul>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

令和 2 年 12 月定例会

民生福祉常任委員会

議 案 件 名	議案第 121 号 山陽小野田市立サッカー交流公園条例の制定について
概 要	令和 3 年 4 月 1 日に、山口県立おのだサッカー交流公園が山口県から本市に移管されるため、条例を制定するもの。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"><li>* 使用料は 1 時間につき、天然芝グラウンドを現行の 1,330 円から 1,950 円、人工芝グラウンドを 880 円から 1,300 円、照明器具を 1,890 円から 1,000 円にする。市外在住者の利用料金は市内在住者の 2 倍とする。</li><li>* 人件費を含めた必要経費は年間 3,500 万円程度で、使用料収入で賄う。</li><li>* 物品を販売できるように用途地域を見直す。</li><li>* 移管後 1 年間は直営とし、その間に指定管理者制度の導入を検討する。早ければ令和 4 年度から指定管理者制度に移行する。</li><li>* ネーミングライツの導入についても検討している。</li><li>* イベント等も含め、まちづくりに資するよう運用していく。</li></ul>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 122 号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
概 要	地方税法等の一部を改正する法律のうち、令和 3 年 1 月 1 日から施行される内容を反映させるため、所要の改正を行うもの。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 山陽小野田市国民健康保険条例、山陽小野田市介護保険条例及び山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例について、延滞金の割合の名称を「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に改める。名称のみの変更であり、内容に変更はない。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

令和2年12月定例会

民生福祉常任委員会

議案件名	議案第123号 山陽小野田市笑顔でこころをつなぐ手話言語条例の制定について
概要	広く市民に手話に対する理解の促進と普及を図り、共生社会の実現を目指すため、条例を制定するもの。
論点又は質疑によって明らかになった事項	<ul style="list-style-type: none"><li>* 前文に条例制定の背景や意義、ろう者にとっての手話の重要性などを規定。第1条に目的、第3条に基本理念、第4条に市の責務、第5条に市民及び事業所の役割、第6条に市が推進する施策を規定している。</li><li>* 施策の推進方針は今年度中の策定を目指す。</li><li>* 条例の内容を分かりやすく説明したものを作成する予定。</li><li>* 新規事業は新年度からで、テレビ電話の画面を通して手話通訳を行う遠隔手話等を検討している。</li></ul>
討論	討論なし
結果	全員賛成で可決

議案件名	議案第130号 山陽小野田市障害者支援施設等の指定管理者の指定について
概要	令和3年4月1日から令和8年3月31日までの指定管理者を公募した結果、社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団から応募があった。指定管理者選定委員会の審査結果に基づき、その期間の指定管理者を社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団とするもの。
論点又は質疑によって明らかになった事項	<ul style="list-style-type: none"><li>* 市職員3人、公募1人、学識経験者2人からなる選定委員会で審査。委員には審査基準表について事前に説明した。</li><li>* 指定管理者評価表（モニタリング）の一次評価については各施設が、二次評価については行政が行っている。</li><li>* 各施設とも体調確認、手指消毒、換気などの感染症予防に取り組む計画となっている。</li></ul>
討論	討論なし
結果	全員賛成で可決

令和 2 年 12 月定例会

民生福祉常任委員会

議 案 件 名	議案第 131 号 山陽小野田市中央福祉センターの指定管理者の指定について
概 要	令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの指定管理者を公募した結果、社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会から応募があった。指定管理者選定委員会の審査結果に基づき、その期間の指定管理者を社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会とするもの。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	*市職員 4 人、公募 2 人からなる選定委員会で審査。 *指定期間は、施設の使用許可と維持管理を主とする業務は 3 年、一定の専門性が必要又は 5 年程度の期間がなければ安定した運営が困難な業務は 5 年にしている。 *中央福祉センターの施設としての指定管理業務は貸館等である。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 132 号 山陽小野田市の児童館の指定管理者の指定について
概 要	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの指定管理者を公募した結果、社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会から応募があった。指定管理者選定委員会の審査結果に基づき、その期間の指定管理者を社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会とするもの。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	*市職員 4 人、学識経験者 2 人からなる選定委員会で審査。 *児童館 7 館は一括ではなく、別々で公募した。 *7 館いずれも前回より指定管理料限度額が増額となっている。 *感染症対策として、換気、手指消毒、名簿の提出や健康観察をお願いしている。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	請願第 1 号 年金の毎月支給への改善に関する意見書の提出を求める請願
概 要	現在、年金は 2 か月ごとの支給となっているが、家計管理の点から賃金と同様に毎月支給へと改善を図るよう国に意見書の提出を求めるもの。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 諸外国では、年金が毎月払いや週払いのところがある。</p> <p>* 月ごとにお金を分けていても、急な出費で翌月分を使ってしまうことがある。</p> <p>* 様々な料金を月単位で支出しているので、2 か月ごとの支給は生活実態と合わない。</p> <p>* これまで国に年金の毎月支給を要望してきたが、費用が 2 倍かかり、事務量が増えることを理由に 2 か月支給にせざるを得ないとの回答があった。</p> <p>* 山口県内で意見書提出の請願が採択された市はない。</p> <p>《委員の意見》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月支給となると経費が発生し、現役世代に影響するだけでなく、受給者の年金額にも影響があるのではないか。</li> <li>・ 自分の周囲では、1 か月ごとの支給になったほうが良いという意見はあったが、すぐにでもしてほしいというような要望はなかった。</li> <li>・ 生活様式が月単位となっており、毎月支給への改善という趣旨は理解できる。趣旨採択でいいのではないか。</li> <li>・ 請願を採択したのが全国で 66 市にとどまっており、全国的にそれほど切実な問題ではないのではないか。</li> <li>・ 2 か月を 1 か月にという議論に入っていくのが本当に難しい。誰に負担がかかるのか慎重に考えなければいけない。</li> <li>・ 毎月支給となると 27 億 6,000 万円のお金がかかるので、現実問題として難しい。趣旨採択が妥当ではないか。</li> <li>・ 請願者の気持ちや環境を考えると不採択というのはどうなのか。気持ちをしっかり酌んでいく必要があるのではないか。</li> </ul>
討 論	討論なし
結 果	賛成多数で趣旨採択

令和 2 年 12 月定例会

民生福祉常任委員会

議 案 件 名	請願第 2 号 高泊地区における保育所の確保についての請願書
概 要	西福寺保育園が令和 3 年度に閉園するため、高泊地区に新設も含めた保育所の確保を求めるもの。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* 昭和 30 年に保育所として認可を受けて開園したが、令和 2 年に園長が亡くなられ、後継者が見つからないまま令和 4 年 3 月で閉園することになった。</p> <p>* 閉園すると高泊地区に保育所がなくなり、場合によっては仕事を辞めて子どもを自宅で養育せざるを得ないことになる。</p> <p>* 市長に保育所の認可申請や施設整備補助の支援を頂きたい旨の要望書と 1,836 名分の署名を提出した。</p> <p>* 保護者に対する説明会には、前園長の妻、代理人の弁護士と園長代行をされている方が出席され、令和 4 年 3 月まで保育園を続ける旨の説明があった。</p> <p>* 高泊地区から保育園がなくならないよう地域で頑張っている。話がまとまったら市に支援をお願いしたいと考えている。</p> <p>* 形はどうであれ、現在の保育士の顔ぶれで保育を続けていただければ、100%以上という思いである。</p> <p>《委員の意見》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域住民の要望であり、子育て世代の施策として必要である。この請願は採択すべきである。</li><li>・ 今後の推移を見届ける意味で継続審査したほうがいいのか。</li><li>・ 今後、委員会が継続調査していくことと、この請願書に対する採決を留保することは別と思う。今日結論を出したほうがいい。</li><li>・ 請願を採決した上で、委員会で今後の動きなどを調査していくほうがいいのか。</li></ul>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で採択

## ■ 委員長報告概要 ■

	令和 2 年 12 月 定例会
	産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 105 号 令和 2 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）について
概 要	今回の補正は、令和元年度決算が確定したことに伴う補正であり、歳入歳出ともに 35 万 9000 円を増額し、予算総額を 4,140 万 4,000 円とするもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「新型コロナウイルスによる影響は」との質問に「4 月から 11 月末までの、前年度比で利用台数は 46%、駐車料金は 35%である」との答弁</li> <li>・ 「今後の駐車場事業への影響は」との質問に「今年度、未舗装分の整備に約 2,200 万円を計上していたが、3 月補正で減額して内部留保資金とすることを検討している」との答弁</li> </ul>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 112 号 令和 2 年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 回）について
概 要	今回の補正は、令和元年度決算が確定したことに伴う補正であり、歳入において繰越金 14 万円を増額し、繰入金 14 万円を減額するもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	なし
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 114 号 令和 2 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 3 回）について
概 要	今回の補正は、重勝式及びミッドナイトレースの発売収入の増加に伴う補正であり、歳入歳出ともに 30 億 8,344 万円 3,000 円を増額し、予算総額を 196 億 1,147 万円とするもの。

論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「食堂の建物貸付料の免除はいつ頃までか」との質問に「来年3月末までである」との答弁</li> <li>・ 「6車立ての9レースはいつから始めたのか」との質問に「8月開催からで、重勝式とミッドナイトレースは約1.25倍の売上増となっている」との答弁</li> <li>・ 「スタンド改修工事の進捗状況は」との質問に「予定通り今年度中に基本設計、実施設計が完了する」との答弁</li> <li>・ 「通常レース、重勝式、ミッドナイトレースの売上比率は」との質問に「通常レース46.9%、重勝式29.1%、ミッドナイトレース24%となっている」との答弁</li> </ul>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第124号 山陽小野田市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について
概 要	平成27年に勤労青少年福祉法が改正され、勤労青少年ホームの設置根拠条文が削除されたことに加え、勤労青少年の利用が全体利用者のわずかにとどまっていることから、令和3年3月31日をもって小野田と山陽の両施設を廃止するもの。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「山陽勤労青少年ホームの全ての関係団体とは協議済みか」との質問に「4月にアンケートを行い、希望された施設と調整して、来年4月にスムーズに移行できる準備は整っている」との答弁</li> <li>・ 「小野田青少年ホームから高千帆公民館に移行すると利用料はどうなるのか」との質問に「利用料金に変更なく移行できる」との答弁</li> </ul>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第125号 山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
---------	---

概 要	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が改正され、条ずれが生じたことに伴い、所要の改正を行うもの。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	・ 「該当する事業者は何社いるか」との質問に「現在、県全体で 56 件が県の承認を受けており、本市では 4 件承認している。」との答弁
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 126 号 山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、延滞金特例割合の名称等を改める所要の改正を行うもの。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	・ 「延滞金特例基準割合に名称変更した理由は」との質問に「国の資料からは確認できず、国の方針と考える」との答弁
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 127 号 山陽小野田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	施設維持管理の効率化を図るため、3 か所の農業集落排水施設のうち小野田西地区農業集落排水施設を廃止し、令和 3 年 4 月 1 日から公共下水道に統合することに伴い、当該施設を農業集落排水施設から削除するもの。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「圧送管は整備済みか」との質問に「令和元年度から整備し、令和 2 年度末までに完了させ、来年 4 月から供用開始になる」との答弁</li> <li>・ 「集排区域の計画汚水量に対して処理能力は足りているのか」との質問に「能力的には全然問題はない」との答弁</li> <li>・ 「公共下水道の整備比率はどうなるか」との質問に「約 2% 上がり、57.2%になる」との答弁</li> </ul>
討 論	討論なし

結 果	全員賛成で可決
-----	---------

議 案 件 名	議案第 128 号 山陽小野田市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、延滞金の特例割合の名称等を改めるもの及び小野田西地区農業集落排水施設を廃止し、公共下水道に統合することに伴い、統合後の下水道事業受益者負担金の取扱いについて、統合前に排水施設に係る分担金を徴収した受益者に対しては、新たに負担金を賦課しない経過措置を定めるもの。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「農業集落排水事業分担金と下水道負担金は同額と考えてよいか」との質問に「算定方法が違うが、一軒当たり約 7 万円で大体同額になる」との答弁</li> <li>・ 「この地区で新たに公共下水につなぐ場合、受益者負担金はどうなるか」との質問に「条例に基づいた計算で受益者負担金を徴収する」との答弁</li> </ul>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 133 号 小野田南部地区都市公園他施設の指定管理者の指定について
概 要	令和3年4月1日から令和6年3月31日までの指定管理者を公募した結果、嶋田工業株式会社から応募があった。指定管理者選定委員会の審査結果に基づき、その期間の指定管理者を嶋田工業株式会社とする議会の議決を求めるもの。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「指定管理期間が 3 年の理由は」との質問に「通常の維持管理に関する業務が主たる施設であるため」との答弁</li> <li>・ 「指定管理者の努力をどう評価しているか」との質問に「くぐり岩への来訪者が急増しており、環境整備には例年以上に手を加えられている」との答弁</li> <li>・ 「きららビーチの監視人に年齢制限やライフセーバーの資格についての条件はあるか」との質問に「資格の条件はないと思うが、監視人 2 人のほか、管理事務所にも職員がおり、手こぎ</li> </ul>

	<p>ボートを設置しているため危険に対する体制は整えている」との答弁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「指定管理者制度全般に言えることだが、応募者が前回指定管理者であった1社だけとなっているが、業務の魅力という点でどう考えているか」との質問に「社会貢献、地域貢献で手を挙げているとの意見を聞いたことがある。今後、指定管理者制度のあり方も考えていきたい。」との答弁</li> </ul>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 134 号 小野田北部地区都市公園施設の指定管理者の指定について
概 要	令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの指定管理者を公募した結果、公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターから応募があった。指定管理者選定委員会の審査結果に基づき、その期間の指定管理者を公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターとする議会の議決を求めるもの。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「シルバー人材センターは多くの施設を管理しているが、人員は確保できているか」との質問に「会員数は減少傾向にあるが、公園の維持管理をする作業班の人数は確保できていると聞いている」との答弁</li> <li>「自治会からすると指定管理者が管理業務をしているという認識はないと思うが、どう考えるか」との質問に「草刈りなど所定の回数を行っているのは確認しているが、成果が見えづらいところもあると思う」との答弁</li> <li>「各公園に指定管理者名や電話番号入りの看板の設置が必要ではないか」との質問に「設置しているところもあるが、全か所ではないため協議していきたい」との答弁</li> </ul>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 135 号 山陽地区都市公園他施設の指定管理者の指定について
---------	------------------------------------

<p>概 要</p>	<p>令和3年4月1日から令和6年3月31日までの指定管理者を公募した結果、公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターから応募があった。指定管理者選定委員会の審査結果に基づき、その期間の指定管理者を公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターとする議会の議決を求めるもの。</p>
<p>論点又は質疑 によって明らか になった事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「指定管理業務全般に該当するが、市のメリット、指定管理者のメリットは何か」との質問に「市のメリットは、コスト削減、民間ノウハウを入れた管理運営、維持管理が行えることであり、指定管理者のメリットは企業PR、固定的な人件費や間接的な本社機能の経費などをこの中で賄えることと思う」との答弁</li> <li>・ 「企業努力をして利益が出ると指定管理料が減額される状況をどう考えるか」との質問に「仕様書にない自主事業をされた部分は指定管理料の算定から外すべきと考えている。指定管理者制度については全国的に問題になりつつあるので、本市でもしっかり考えていきたい」との答弁</li> </ul>
<p>討 論</p>	<p>討論なし</p>
<p>結 果</p>	<p>全員賛成で可決</p>

<p>議 案 件 名</p>	<p>議案第136号 江汐公園の指定管理者の指定について</p>
<p>概 要</p>	<p>令和3年4月1日から令和8年3月31日までの指定管理者を公募した結果、株式会社晃栄から応募があった。指定管理者選定委員会の審査結果に基づき、その期間の指定管理者を株式会社晃栄とする議会の議決を求めるもの。</p>
<p>論点又は質疑 によって明らか になった事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「他施設と違い指定管理期間が5年である理由は」との質問に「江汐公園は広域公園の位置付けで、市外、県外から多くの利用者があり、面積も広大で、テニスコート、キャンプ場などを有する大規模な有料公園施設があることから、ある程度長期的な維持管理を視野に入れて設備投資をしていただきたいという考えから5年にしている」との答弁</li> <li>・ 「赤字の事業計画書が出ているが、指定管理料の見直しが必要ではないのか」との質問に「マイナスでもやりたい、会社としては問題ないと聞いているが、上限額の設定のプロセスの</li> </ul>

	見直しについて企画課と都市計画課で協議、検討していきたい」との答弁 ・ 「薬草園の管理はどうなっているのか」との質問に「江汐公園の維持管理から完全に除外して、山口東京理科大学が株式会社晃栄に通常の維持管理をお願いされている」との答弁
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

## ■委員長報告概要■

		令和2年12月定例会
		一般会計予算決算常任委員会
議 案 件 名	議案第104号 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第15回）について	
概 要	今回の補正は、ふるさと山陽小野田応援事業、本山岬公園整備事業、GIGAスクール推進事業など取り急ぎ措置すべき案件と決算を見通した調整などであり、歳入歳出それぞれ4,157万1,000円を追加し、予算総額を378億4,129万5,000円とするもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>（主な質疑）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「市庁舎改修事業費の設計委託料150万円の増額は2期対策となる環境改善事業に係る実施設計の見直しのためとあるが、この事業に関する説明はあったか」との質問に「1期対策となる耐震化等の終了後、長寿命化やバリアフリー化、快適な職場環境の形成、アフターコロナを見据えた換気設備の整備等いろいろな事情が生じたため、実施設計の見直しをするとの説明があった」との答弁。「本庁舎改修工事の進捗率が11月末で66.2%とは予定に対してのものなのか、説明はあったか」との質問に「言及はなかったが、3月末完成が6月半ばぐらいまで延びるので、2か月あまり遅れるということ」との答弁。</li> <li>・「日の出保育園は現在地を拡大して建て替える計画に決まったのか」との質問に「小野田駅側の市有地周辺での建て替えを検討していたが困難となり、範囲を広げて小野田駅周辺を探したが見つからなかった。現在地に仮園舎を設けて建て替えるより、北側の土地を取得して、そこに園舎を建てて、50年、60年もつ保育園にしたい」との答弁があった」との答弁</li> <li>・「本山岬公園くぐり岩整備事業の市道拡幅は空き家の土地も含めて行われるのか」との質問に「その件は議論の中になかった。拡幅できるところはしていこうというふうに聞いている」の答弁</li> </ul>	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で可決	

## ■委員長報告概要■

		令和2年12月定例会
		一般会計予算決算常任委員会
議 案 件 名	議案第138号 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第16回）について	
概 要	<p>今回の補正は、現在、国においてその確保が進められている新型コロナウイルスワクチンについて、今後の供給開始を見据え、事前に接種体制の整備を行うためのものであり、事務処理システムの改修経費など、円滑なワクチン接種に向けた所要の経費を計上するものと、今年は県内外でトビイロウンカによる深刻な水田被害が発生しており、被害を受けた水稲生産者を支援するため、県の支援策に歩調を合わせた補助金を創設し、水稲生産者が次期作のために購入する種子の代金を無料にするもの。これらはいずれも速やかに措置すべき案件の補正であり、歳入歳出それぞれ3,099万3,000円を追加し、予算総額を378億7,228万8,000円とするもの。</p>	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・「補助の対象となる水稲生産農家の基準は何か」との質問に「水稲生産農家戸数は663人だが、実際の支援対象はJAと協議する」との答弁。</li><li>・「補助は流通関係団体ではなく、農家に対して行うのではないか」との質問に「JAや米麦改良協会に補助して種子の販売価格を0円にすることで農業者を支援する事業である」との答弁。</li></ul>	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で可決	